

平成26年第1回上里町議会定例会会議録第2号

平成26年3月5日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(12人)

1番	植原育雄君	3番	植井敏夫君
4番	高橋正行君	5番	納谷克俊君
6番	中島美晴君	7番	荒井肇君
8番	新井實君	9番	小暮敏美君
10番	沓澤幸子君	11番	高橋仁君
12番	伊藤裕君	13番	根岸晃君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	産業振興課長	野田浩一郎君
学校教育課長	谷木章二君	学校指導室長	浅見榮君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時5分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

報告します。

総務経済常任委員会が開催され、委員長の改選報告がありました。

総務経済常任委員長に、荒井肇議員が互選されましたので、報告します。

なお、副委員長の改選はありません。

〔「休憩」の声あり〕

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午前9時6分休憩

午前9時12分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 皆様、おはようございます。議席番号6番中島美晴でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、大項目で1、障がい者福祉支援について、2、地域防災力の充実強化についての2点であります。

答弁は町長にお願いいたします。

それでは、初めの質問に移ります。

1、障がい者福祉支援について、ヘルプカードの導入についてお伺いいたします。

ヘルプカードは、障がいのある方や難病を抱えた人などが障がいの特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめカードに記入しておくものです。そして、本人や家族が持ち歩くことで、災害時や日常生活の中で困った際に提示することにより、周囲に障がいへの理解や周囲からの手助けをお願いしやすくするためのものです。

東京都では、障がいのある方がヘルプカードを所持し、都内で統一的に活用できるよう標準様式を策定しました。また、ヘルプカードの取り組みをさらに多くの区市町村に広げていくた

め、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめたガイドラインを作成しました。

ヘルプカードは、特に聴覚に障がいのある人や内部障がい者、知的障がい者など、一見障がいのあることがわからない方が周囲に支援を求める際に有効であります。何げないことで周りに誤解を招いたり、事故やトラブルに巻き込まれたり、大変な状況になることがあります。そうした際に、ヘルプカードを提示し、実際役に立った事例が報告されています。

東京都が策定したガイドラインには、ヘルプカードの意義として、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、情報等コミュニケーションを支援、そして障がいに対する理解の促進の4つが定められています。

現在、地域の実情に応じたさまざまなカードや手帳などが作成されていますが、上里町も障がい者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの導入を御提案させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

ヘルプカードの作成配布について、町長の御見解をお聞かせください。

次に、読み書き（代読・代筆）情報支援のサービス充実についてお伺いいたします。

高齢化が進む中、視覚障がい者だけでなく、視力が低下した高齢者など、文字を読んだり書いたりすることが困難な人が増えています。日常生活を送る上で、読むことと、自分の意思をあらわすための書くことは、必要不可欠の行為と言えます。現在、聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者の派遣はある程度行われておりますが、視覚障がい者や高齢者を対象にした代読や代筆などのサポート体制は十分に保障されているとは言えない状況にあります。

こうした読み書きに支障がある人への支援は、社会参加の機会の確保と地域社会の共生を実現するものとして重要な課題であり、目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実が必要です。例えば、金融機関や役場から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。

また、東日本大震災では多くの被災者が避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等が自ら読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受け取れなかった高齢者や障がい者がいたとの指摘もあります。

このような人たちにとって、情報は命と言えます。これまでNPOなどを中心に、目の不自由な人への代読・代筆支援を訴えるなど、読み書き支援に関する取り組みが進められてきています。こうした中、独自に読み書きサービス、代読・代筆を行う自治体が注目を集めています。東京品川区では、区の地域福祉計画に盛り込まれ、平成23年1月から実施されています。北海道函館市も同サービスを展開しています。

一方、国レベルでは、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に情報バリアフリー化の一

環として、読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに、昨年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の1つとして、代読や代筆が明記されました。

そこで、お伺いいたします。

目が不自由な人が、あらゆる場所で読み書き支援をいつでも受けられる仕組みづくりが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

また、プライバシーを確保できる専門支援員の養成に取り組むことも必要かと考えますが、その点についての御見解もお伺いいたします。

障がい者や高齢者のお声を受け止め、支え合いの社会の実現と情報のバリアフリー化の充実に向けて、代読・代筆支援の取り組みを御提案させていただきますが、町長の御見解をお聞かせください。

次に、2番目の質問に移ります。

地域防災力の充実強化について。消防団の充実について、地域防災リーダーの育成支援についてお伺いします。

初めに、消防団の処遇改善と装備の拡充等についてであります。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は消防署とともに、火災はもとより地震などの自然災害への対応などを行う消防組織法に基づいて、条例で定めた組織で全ての自治体に設置されています。消防団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出勤手当などが支給されています。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災の要であります。

特に、3年前の東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず救援活動に身を投じ、大きな役割を果たしました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的にも知られました。

しかし、その実態は厳しいものがあります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。

こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が成立しました。この法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在と定義しました。そして、地域防災の要の存在である消防団員の処遇改善を規定したものであり、震災での消防団の活躍を受け

て、その必要性が強く主張され成立したものであります。

この支援法には消防団員の確保はもとより、日頃より厳しい訓練や管轄地域の地域防災の普及啓発などに尽力している消防団員の報酬や出動手当を引き上げられるよう、さまざまな機会を通じて処遇改善を直接国が働きかけていくことになっています。

また、国の新年度予算にも消防団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。処遇改善について具体的には階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律5万円を上乗せするほか年額報酬、出動手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。

今定例会に、上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての議案が出されておりますが、上里町としましては、消防団支援法に示していません消防団員の退職報償金や年額報酬や出動手当などの処遇改善の取り組みについて、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

また、消防団員の生命を守る装備や町民の生命を守るための装備の充実に向けては、どのように取り組まれるお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、地域防災リーダーの育成支援についてお伺いします。

消防団支援法の成立で、消防団のあり方が見直され、地域防災力の強化に向けた取り組みが一層進むことが期待されています。消防団の強化に向けた団員の確保についてですが、自治体職員の入団につきましては、これまでは自治体の裁量に委ねられてきたとのことですが、支援法では職務に支障がない限り認めるよう義務づけが明記されています。現在、役場職員で4分団の団員となっている人は31名であり、年齢層も若いとお聞きしました。全国的には消防団員の減少、高齢化は深刻で、団員の確保は厳しくなっており、その点、上里町は自分たちの町を自分たちで守ろうとの尊い思いで、自主的に消防団の活動に参加していただいている団員に恵まれており、心から感謝申し上げたい思いです。

2014年度、国の当初予算には、自主防災組織に資機材を整備し、消防職員・団員等が各種訓練を行い、地域の防災リーダーの育成支援についての新規予算が4,000万円ほど計上されています。今回地域防災の中核として、消防団が位置づけられたことで、改めて消防団を軸とした防災体制の整備に取り組む好機と考えます。日頃から訓練と実践を経験されている消防団員の協力により各種訓練を行い、地域防災リーダーの育成支援を御提案しますが、いかがでしょうか。町長に御見解をお伺いします。

以上で質問は終わります。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

最初に、障害者福祉支援について、ヘルプカードの導入についての御質問でございます。

ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるときのためのものです。特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見障害者とはわからない方が周囲に支援を求めるときに有効でございます。このカードを提示されたらその記載内容に沿って支援をお願いするものでございます。

ヘルプカードの活用場面については、1つ目として災害のとき、災害が発生したとき、災害により避難生活が必要なとき、2つ目として緊急のとき、道に迷ったとき、パニックや発作、病気のとき、3つ目として日常的にちょっとした手助けが必要なときなど、役に立てることがあります。

このようにヘルプカードは、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードであると言われております。

現在、国・県・市町村や民間において、ヘルプカードのほか、SOSカードや防災手帳など、地域の実情に応じた、さまざまカードや手帳などが作成されておるわけでございます。

また、東京都では障害のある方がヘルプカードを所持し、都内で統一的な活用できるよう、標準様式を策定し、ヘルプカードの取り組みをさらに多くの区市町村に広げていくため、作成のポイントや支援者に必要な配慮をまとめた、区市町村向けにガイドラインを作成しておるようでございます。

災害発生時において、障害者、高齢者など、災害時要援護者に対する対応については、きめ細かな対応が必要であり、とりわけ聴覚障害者や内部障害など、外見だけではわからない障害者に対して、十分な配慮が必要であると考えます。こうした中、このヘルプカードは有効なものになると思ひます。

質問のヘルプカードの導入につきましては、個人情報に配慮した普及啓発とともに、先進事例等を調査して、今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、読み書き（代読・代筆）情報支援サービスについての御質問ですが、このサービスとは、障害者や高齢者などが日常生活や就業、学習・趣味などの場などにおいて、代読や代筆のお手伝いをするを目的とする活動です。

読み書きは日常生活を送る上で欠くことのできない行為であり、高齢や障害などにより読み書きが困難であっても、身近な地域で、安心して生活が送れるようにすることは、重要であると認識しておるところでございます。

役所からの通知や郵便物の内容確認ができず、また重要な文書などの判別ができない、さらに家電製品等の取り扱い説明書が読めず、使いこなせないなど、読み書きが難しくなっている障害者や高齢者が増加していると言われております。

平成24年6月の読売新聞によると北海道のNPO法人が運営する「函館視覚障害者図書館」では、函館市の委託を受け、代読・代筆サービスを週4回行っており、利用者に好評を得て、利用者数も増えているとのことでございます。

読み書き支援サービスを提供する場合には、プライバシーの保護、守秘義務の厳守や音訳の技能などの取得が必要で、このようなサービスを提供する人材の育成には、養成講座などによる研修が必要であると考えております。

この支援サービスは、障害者や高齢者が自立した社会参加を促進する上で、情報を円滑に取得・利用できる手段として、有効であると考えておるところでございます。

サービスの導入とあわせ、図書館など公的機関でこうしたサービスが行うことができるか、先進事例などを調査・研究しながら、関係機関等との連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の地域防災力の充実強化について。消防団の充実について御質問をいただいたところでございます。

東日本大震災で未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発しております。住民の生命・身体及び財産を災害から守るため、地域防災力の重要性が増大をしておる今日でございます。

しかし、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて、通勤等を行う住民の増加等、社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが非常に困難となっております。

住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的とした「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、平成25年12月13日に施行されたところでございます。

現在の上里町消防団は、条例定数の110人を満たしておりますが、役場職員31人と農協職員9人で36%を占めております。今後の消防団への加入促進として、民間事業所の団員が少ない状況で、消防庁長官からは日本郵便株式会社にも消防活動への参加促進依頼が行われ、町も連携を行うこととしておるところでございます。

また、団員への処遇改善といたしましては、退職報償金の増額を本議会に提案をさせてもらっておるところでございます。また、報酬や出勤旅費については、現状で適正額だと判断をしておるところでございます。

住民の生命・身体及び財産を守る消防団が、自ら被災してしまっただけでは目的を達成することができませんので、団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応のため、今後町では防火衣や安全靴など、装備・機能の充実を図るとともに、基礎研修・幹部研修などの教育訓練を重ねることで、地域を守る消防団の活動を充実させ、安心・安全な社会の実現に向けて努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、地域の防災リーダーの育成支援についての御質問をいただいたところでございます。

災害が発生した場合、町は住民の生命・財産を守るためいち早く行動を開始し、必要な対策を実施しておるところでございます。

しかし、災害による被害の規模が大きければ大きいほど、全ての地域に救助の手が十分に回らなくなる可能性があるなど、「公助」として町による支援には限界がございます。

東日本大震災以降、家庭での災害対策「自助」のみならず、「共助」として自主防災組織の必要性や重要性が明らかになりました。地域の安全・安心を高めるために、地域ぐるみで自主防災組織を活性化させ、地域防災力の強化を図る必要があります。

上里町地域防災計画にも、自主防災組織の活動を効率的に実践するために、必要な調整や誘導などを中心に行う、防災リーダーを育成することとされております。

防災リーダーの役目としては、平常時には地元の地域性を考慮した防災計画づくりや避難訓練等を企画し、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救助活動の指揮をとることが期待されておるところでございます。住民の防災意識が向上し、「共助」の活動を行う際の防災リーダーの必要性が認識されつつあるわけでございます。

地震などの自然災害は、発生を防ぐことはできませんが、備えあれば被害を大幅に減らすことができ、その備えを日常的に実践することが防災の課題となります。

町民の生命・財産の「減災」を実現させ、「地域防災力の強化」に直結する防災リーダーの育成は、非常に重要だと考えております。

今後、町といたしましては、防災リーダーの育成・充実に向けて、研修会等が行えるように、前向きに検討してまいりたいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。

御答弁ありがとうございました。ちょっと確認を含めまして、何点が再質問をさせていただきます。

まずはじめの、障がい者福祉支援のところではありますが、ヘルプカードの導入について、た

だいま御答弁をいただいたわけですが、私もいろいろな言い回し方とありますが、地域では取り組まれているようでありますけれども、本当に3年前の震災で、さまざまな角度から感じたわけですが、本当に避難所があっても、避難所で皆様と一緒に避難生活を送ることができない方が多くいらっしゃった。その理由といたしまして、やはりさまざまな、一見見た目にわからない障がいのある方が、集団生活をするのがどうしても困難であり、車の中で生活したり、また壊れてしまった御自宅の隅で、大変な状況の中で命をつなげていかなければならないというニュースも、またお話も伺ったわけであります。本当に私たちにとって、健常者にとって当たり前のことでも、障がいのある人にとっては大変苦しい状況があったり、また不安につながる場合があります。そういったことで、さまざまな障がいを抱えている方が、周りの人に、まずは知っていただくということ、知っていただくことによって安心につながり、ちょっとした手助けが必要な場合には声掛けを、「どうしましたか」ということで、声掛けをさせていただくことによって、つなぐ架け橋になることの1つが、今回提案させていただきましたヘルプカードも、役割を果たすのかなということで、今回御提案させていただいたわけであります。

まさにヘルプカードは、初めの一步にしかないわけですが、その初めの一步をつなぐ、今回ヘルプカードを作成していただくことによって、本当に障がい者への理解とか、またつながりのある地域づくりのためにも、積極的な……うまく言えません、すみません。つながりがあって、本当に支え合う、そういった安心の町づくりができる一助になるかなと思わせて御提案させていただいたわけであります。ちょっと見本を見させてもらったんですけれども、ヘルプカードの作成はそんなに大変ではないかなって、ちょっと感じたんですけれども、その辺について町としてヘルプカードを作成・配布する、そういった自治体が全国的に、今少しずつ広がりつつある中で、上里町として前向きに取り組むという、そういったお考えが町長の中におありかどうかということ再度お聞きいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ヘルプカードにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、東京、都府県だとか、社会福祉協議会でいろいろなカードを作っておるようでございます。先ほど例を出されまして、中島議員がおっしゃってございましたけれども、一朝有事の際、そういう災害が起こったときに、そういった集まる場所に、集まったときに、あの人は健常者そうだけれども、「何をしているんだ」といったような非難をされないように、是非そういった方にも、こういう障害をお持ちですというカードを、できれば早くのうちに作ってまいりたいと、そんなふうにも思っておるわけでございますので、前向きに検討させていただきたいというふうに

思っております。

この辺は、非常に災害の少ない、全く私どももそういったカードに対して、そんなにあまり関心はなかったわけでございますけれども、先般のあの大雪を見ますと、本当に異常気象が今日続いているのかなと、そんなふうにも思うわけでございますので、台風の時期だとか、雪害、地震、そういったことも、発生はないとは言えない、そういう状況が今日考えられるわけでございますから、そういったことは必要ではないかなということで、前向きに検討させていただきたいと、そのように思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。作成に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

しつこいようですけれども、1点、このヘルプカードのことでありますけれども、さまざまな機会ということで、活用できるということでありましたけれども、そのカードを提示して、あらかじめそのカードの裏面にはどういった内容の手助けをしてほしいかということが、事前に記載されるように、そういうふうに見本はなっているようであります。

例えば、災害時ということではなくて日常生活の中で、これちょっとDVDにあったのですけれども、緊急時で、子どもさんがだだをこねて道に座り込んでしまって、お母様が、保護者がどうしていいか困っていたそうで、そういったDVDなんですけれども、実はそのお子さんは障がいを持っていて、見た目にはちょっとわからない障がいを持っているお子さんで、そういったお母さんには「どうしましたか」ということで、優しく声をかけて、それだけでも本当にお母さんは安心することがあるし、また手助けを求められたときには、例えば静かなところに一緒に連れて行って、座らせて話を聞いてあげたりとか、一緒にお子さんとの関わりを、カードを提示されたらそれに沿っての、ちょっとした手助けをしてあげることが、させていただけるということで、1人でも多くの方に、障がいへの理解を深めてもらうという、気づいていただくという、この子にはこんな障がいがあるのかということを知っていただくだけでも、保護者にとっては、その子の家族にとっては安心につながるということ、私もDVDで感じたわけでありまして。そういったことで、本当に見た目にはわからない、特にそういった内部障がい者ですとか、さまざまな方が周りにたくさんいらっしゃるわけですけれども、そういったときに、ちょっと手助けが必要な人と手助けができる人をつなぐ大事な架け橋に、そのヘルプカードが、まさにヘルプカードというか、カードですけれども大切な役割を果たすのかなって、それを持っていることで対象者の方が安心につながるんであるならば、先ほど町長

が作成に向けて前向きに検討していただけるということでもありますので、是非とも早い時期に、作成に向けて努力していただけるとありがたいなと思います。確認の意味で、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 例えば、知的障害者の皆さんが道に迷ったとか、今、中島議員がおっしゃってありました子どもがだっこしていた、それも知的障害だとはわからずに、周りの人が見ている、そのカードを見たときに、連絡先だとか、そういう緊急の連絡先、そういうものが一目瞭然にわかるようになっておるわけですから、そういうカードは非常に必要ではないかなと、一見みて知的障害を持たれている人じゃなくて、健常者が道に迷ったりとかそういうふうにする方も非常に多いわけですが、そういうことの手助けとなればいいなと、私も思っておるところでございます。

例えば、気分が悪くなって路上にうずくまってしまった。この人は何をしているんだろうと、だけれどもそのカードを見せれば、すぐ連絡していただける、その連絡先も書いてあるわけですから、そういうことは必要であるなと、そんなふうにも思っておるわけですから、早急に検討していきたいと、そのように思っております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） の読み書き（代読・代筆）情報支援の充実について、再質問させていただきます。

まさに、今高齢社会へ突入をしているわけですが、視覚障がいと言われる方だけでなく、加齢に伴って視力がだんだん低下して、文字が本当に読みにくくなったり、見えにくくなったり、また書いたりすることが大変になって、誰でもそういった状況になってくるわけですが、日常生活を送る上で、そういった役場からの通知であったり、さまざまな通知やそういった書類等を読み取る力がだんだん衰えてしまう、そうしたときに御近所の人に、お隣の奥さんに読んでもらうとか、そういったことも日常的には行われている方もいらっしゃるようですが、中にはプライバシーに関わる、そこのお宅のそういったさまざまな個人情報に関わるそういった書類や通知等は読んだり、先ほどのヘルプカードじゃありませんけれども、読んであげたり、書いてあげたりすることは別に嫌ではないんですが、やはりそういった、よそさまの個人情報とかという書類とかですと、やっぱり抵抗が、いいのかなというふうなそういうふうな状況があるかと思うんですね、そういったときに、やはりそういったサービスということで読み書き、ちょっとしたそういったことを目の不自由な人とか、やっぱりそういっ

た必要として、読み書き支援が必要な方たちに提供させてもらうというようなことで、自治体でそういったことに取り組む事例を、先ほどちょっと紹介をさせていただき、また町長も紹介していただいておりますけれども、これからますます高齢社会に入ってきて、対象者も増え、またそういった代読・代筆サービスのサポート体制といいますか、そういったことが保障させていただくということが、本当に安心して住み慣れたこの地域で、この上里で、安心して住み続けていくためにも、必要なサービスではないかなと感じて、今回御提案させていただいたわけであります。

私としては、大事な部分に関しては、個人情報に関しては守秘義務がございますので、そういったことをちゃんと守るんですよというふうな、そういった部分での養成講座といいますか、是非とも町で社協さんに委託してとか、そういった公民館でも構いませんが、何らかの形でそういう養成講座といいますかね、講演会でも構いませんけれども、とりあえずは講演会やったり、次に支援員さんの養成講座をやっていただいたりして、そういったサービスを、この上里町にやっていただける方をつくっていくということがとても大事で、それは要介護者だけではなくて、自立して御自宅で生活しておられる方でも、やっぱり必要な支援になってくるって、本当に当たり前で暮らしていく中で、ちょっと困ったなというふうなこと自体が多々、本当に私も今眼鏡かけておりますが、言うまでもなく遠近両用で、老眼も入っていますし、乱視も入っているという状態で、2つの要素を兼ねても、それでもやっぱり疲れてくると非常に見えにくくて、困難な状況もありますので、そういった意味も含めて、この代読サービスを、読み書き支援のサービスを実施していただきたいと思っておりますけれども、再度、しつこいようですが、その点につきまして、町長の御見解を確認させていただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 読み書きを支援するサービスを提供する場合には、やはり中島議員もおっしゃってございましたけれども、プライバシーの保護、守秘義務の厳守、そういったこと、それと技能の取得の必要があるわけございまして、このようなサービスを提供する人材の育成や、先ほども言われておりました養成講座による研修が必要であると考えておるわけでございます。

隣の人に、ちょっと読み書きをお手伝いしていただくことも大事なんですけれども、やはり公的、そういった図書館だとか、公的な機関でやっていただけると、大変安心して相談ができるとか、読み書きをしていただけると、そういう考え方もあるわけございまして、その辺のところにつきましても、少し研究をしてみたいなと、そんなふうにも思っておるところでございまして、ひとつよろしく御理解をいただきたいというふうに思っておるところでござい

ます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 時間がないので端的に、2番目の地域防災力の充実強化についてのところではありますが、どうしても確認させていただきたく再質問させていただきます。

消防団の充実についてで、今回の条例、上里町の一部改正の条例の議案で出ておりますところの、退職報償金の引き上げについてであります。これから全協で御説明いただくということでもありますけれども、退職報償金に関しましては、全階級で一律5万円の引き上げということになっていきますけれども、上里町の退職者が今年度何人いらっしゃって……、いいですかね、じゃ、上げるのか上げないのか、お聞きをします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、退職報償金については5万円の引き上げをさせていただくと、そういう方向でございます。

また、団員の平均報酬でございますけれども、報酬につきましては、上里町が3万2,775円、本庄市が2万9,780円、美里町が2万5,883円、神川町2万4,389円ということで、上里町はこの近隣では比較的突出して報酬額が高いわけでございますので、報酬につきましてはこのまま据え置きをさせていただきまして、退職報償金については一律5万円の引き上げをさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

退職する方は6名程度だそうでございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

地域の防災リーダーの育成支援についてのところではありますが、先ほどの答弁にありましたが、町長も町としまして、地域の防災リーダーの育成充実に向けて取り組んでいただけるといことであります。本当にこれからますます自然災害だけでなく、あらゆる災害の中においても、消防の地域の中核であります、地域防災の要であります消防団の御活躍する機会がふえてくる時代に入ってきたのかなと感じておりますので、是非とも防災リーダーの育成充実に向けて、地域の皆様の御協力をいただきながら、自分の地域は自分たちで守っていくという、本当に「自助」「共助」の取り組みに対して、しっかりと取り組んでいただきたくお願いし、私の質問は終わりたいと思います。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号10番日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問は自然災害対策について、国民健康保険の広域化問題について、巡回バスについて、貧困対策についての4点です。

1、自然災害対策について。このたびの大雪により被害に遭われた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この問題につきましては、昨日も2名の議員が取り上げました。共産党も対策本部を立ち上げ、災害状況の調査を行い、被害に遭われた方のお話を伺ったりしながら国や県、被害自治体への要請も行ってまいりました。大変重大な問題ですので、重複しないよう質問をしたいと思います。

雪による被害に対する補助について。今回、最も深刻な農業被害について伺います。

どの災害においても大事なものは、災害によって元の生活ができなくなることがないように措置を講じることだと思います。

近年、想像を超えるようなさまざまな災害が起きており、国の支援策も大きく見直されてきました。県は2月27日に、農業災害特例措置条例に基づき、上里町を含む47市町村を特別災害地域に指定し、そのことによって倒壊したハウスの解体・撤去費用の補助、農業災害資金に対する利子補助、また作物の防除、肥料や種・苗の購入に対する補助も決まりました。国も追加の支援策を決定しております。

農業ハウス等の再建、修繕等、倒壊したハウス撤去費の費用に対する費用について、補助率を10分の3から10分の5に引き上げたわけであります。特に再建、修理については、各自治体の補助に対して、7割の特別交付税措置を講ずるとしたことは大きな変化だというふうに思っています。県は対象経費の何割を助成するかは市町村の判断に委ねるとしております。市町村の判断に対し、2分の1を県は負担をするということであります。そこで、解体撤去費用及び再建修理費用についても、国と合わせて10分の10の全額補助が行えるように検討していただき

たいというふうに思っているわけではありますが、町長の見解をお尋ねいたします。

異常気象による大雪を想定した安全対策について。

14、15日の雪は120年ぶりの大雪と言われていますが、異常気象が続いている現代において、今後は夏の豪雨と冬の大雪は想定しておかなければならないと思います。今回はさまざまな重機を持っている方が、地元区長さんの依頼を受けたり、自主的に動いて、雪かきをしていただきました。大変助かったわけであります。

町は15の業者に除雪依頼をしたということでした。今回はこうしたことにより、地域の実情によって早く除雪ができたところと、なかなか進まなかったところがありました。通勤の歩行者も多い駅北前通りは大変対応が遅れた場所でもあります。県道であるということもあったようでありますけれども、こうした経験をもとに、今後は依頼する業者の地域分けや主要幹線道路の除雪の順位なども事前に決めておき、いざというときに声をかければ、すぐに行動できるような準備が必要だと思えます。

また、県内では体育館の屋根が倒壊したり、重大な事態が発生しております。町の公共施設の耐震診断の中には、雪害の見直しは行われていないのではないかとというふうに思えます。公共施設の雪の重みを考慮した安全性についてのチェック、また空き家等適正管理条例に基づく空き家は、現在183件とのことでありますけれども、条例制定時には、主に防犯面を重視したのようになっていたように記憶しております。大雪による倒壊の危険からの空き家の物件の安全性の見直しについても、今後検討が必要と考えるわけでありますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

災害時の情報提供のあり方について。

昨日も同僚議員から、さまざまな情報機器を駆使した情報の伝達をしてほしいとの要望があり、そのとおりだなというふうに私も思っております。どんな災害時であっても、どういう状況に置かれているのか、どういう手立てを今町が行っているのか、また行おうとしているのか、このことが伝わらないと大変住民は不安を覚えるわけでございます。

2月28日の全員協議会の報告では、1日目には約200件の苦情の電話があったというふうに伺いました。しかし町の対応としましては、人命救助を優先に行ってきたことなど、大変正しいといひましょうか、もっともな対策が講じられたなというふうに思っています。今回もこうしたことを住民に事前に知らせることが重要だったのではないかなというふうに思えます。大変忙しく、次の対策を検討している中で、1人が苦情の対応に当たったということも大変もったいないなというふうに思うわけであります。今救急車の先導や車に取り残された方の救助を優先的に除雪に当たっております。次には幹線道路から順次除雪を行ってまいります。こうしたことが事前に住民に伝わったならば、こうした苦情も減ったのではないかなというふうに

思うわけであります。

情報源はたくさんあったほうがよいと思いますけれども、一斉に伝わりやすい防災行政無線について、もう少し性能をよくする、大変聞こえにくかったという声を住民の方から伺っておりますので、そうしたことや緊急時には回数と伝える内容、先ほど述べましたけれども、細かい、前もって今後こうする対策でいる、このことを検討している、そうした情報の提供のあり方について、町長に伺いたいというふうに思います。

2、国民健康保険の広域化問題について。

国保広域化の埼玉県現状と町長の見解について、安心の国保制度について、あわせて伺います。

高齢者や失業者など、低所得者が多数を占め、財政状況の悪化に苦しんでいる国民健康保険特別会計を、国は実施自治体を市町村から都道府県単位に拡大することで解決を図ろうとしています。この方針を受けて、埼玉県は2010年12月に広域化等支援方針を策定し、国保の県単位の運営で、県内どこに住んでも所得が同じなら保険料も同じを目指しているわけであります。

上里町は、現在所得割、資産割と均等割、平等割の4方式をとっていますが、広域化では所得割と均等割の2方式で、その割合を現在おおむね7対3であるところを5対5にする方向が示されています。一律に所得に関係なく関わる応益割が上がることは、低所得者に対して大変な苦痛となることが予想されるわけであります。さらに、一般会計からの繰り入れを減らす方針が強まっています。一般会計の繰り入れを無くせば、医療費の増加が即保険料の値上げに直結し、一層高い保険税になることが予想されます。

上里町は、2013年度に保険料の値上げを行いましたが、このときに今後は2年ごとの改定を行うと決めています。保険料を上げて広域化の準備を進めるのであれば、広域化の意味が問われます。町長は広域化することで国保税の滞納が減少し、国保財政が健全化すると考えているのでしょうか、伺いたいというふうに思います。

安心の国保制度とは収入に見合った払える保険料であり、必要なときに必要な医療が受けられる、そういうことではないでしょうか。そのためには国保会計に対する国庫負担金を従来の50%に増やすことが重要だというふうに私は考えておりますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

3、巡回バスについて。巡回バスの利便性を高めること、交通手段を持たない町民の声をよく聞く体制をつくることについて伺います。

巡回バスは、交通手段を持たない高齢者からの要望を受けて議会で提案する中で、平成15年5月から実施されてまいりました。私は当初から役場や駅を中心に、8の字を描くように、一周を短時間で回る方法を提案してきましたわけでありますけれども、マイクロバス3台による3コ

ースの運行で開始がされました。利用されない方から利用者が少なく無駄だなどの批判もありましたけれども、年間延べ9,500人ほどが利用して推移してきました。また、2012年4月23日からは6コースの運行に変わり、年間1万1,835人に利用者が増えました。2013年度も1月末までの利用者は1万65人と、昨年より若干増加傾向にあるように思います。しかし、変更後も1コース当たり4便の循環では帰りの時間が合わない、コース以外の場所には乗り継ぎの便も悪くて使えないという声が続き寄せられています。

巡回バス事業費は年間1,317万8,000円です。美里町では町内に1台の循環バスを運行してきましたが、来年度からは40歳以上の交通手段を持たない町民を対象に、登録を受け、年間1人当たり4万8,000円のタクシー券を発行することを決めています。寄居町では2012年10月から年齢制限なしで交通手段を持たない町民に対し、1人1回300円でタクシーを利用できる制度を導入しています。寄居町では2,000人ほどの登録があるそうであり、美里町でも現在200名を想定していたようではありますが、既に300名を超えているようでもあります。過去にはデマンドバスの導入を求める意見もありましたけれども、予約、運行システムの構築やバス事業者への委託料などの経費を考えると、私はタクシーを利用するほうが安上がりであり、効果的だというふうに考えています。タクシー会社の利用促進にもつながるわけであり、お互いにメリットがあるというふうに思います。

巡回バスにおきましては、事前に申し込みの手間もなく、バスの時間に合わせて行動できるメリットがあり、老人センターかみさと荘を利用する方々には大変よい制度でありまして、喜ばれております。

一方、デマンドタクシーは事前申し込みという手間はありますが、自宅ないしは身近な乗り場から目的地に行けるというメリットが大きいというふうに思います。そこで、利用者である交通手段を持たない方々の声を広く聞く体制をとることが重要ではないかというふうに思います。巡回バスで大変ありがたいという声を持って利用されている方々、また巡回バスではとても使えない、しかし、交通手段がなくて本当に困る、そういう幅広い方々の声を聞く検討会を持つことについて、町長に対し考えを伺いたいというふうに思います。

巡回バスの見直しが行われてから2年が経過しております。町長も2年の間に、また検討していきたいという答弁を同僚の議員にもしていたというふうに思います。その点についてお伺いしたいというふうに思います。

4、貧困対策について。 無料低額診療事業について。

無料低額診療事業は、生活が困窮し、医療費や介護保険利用料などの支払いが困難な低所得者、ホームレスやDV被害者、医療保険未加入者や国保の資格証明書になっている人など、医療費の減額、または免除を行う社会福祉法に規定された事業です。埼玉県内には15の医療機関

が実施をしていますが、我が町から比較的近い医療機関と言いましても、熊谷市の埼玉慈恵病院と秩父市の医療生協埼玉秩父生協病院と、大変遠くなっているわけであります。

都道府県、政令中核市の認可を受けた医療機関が実施し、医療機関は一定の要件を満たすと固定資産税の減免などの優遇措置も受けられることになっています。不況の長期化、格差拡大によって生活困難者は増加をしております。医療が必要でも医療が受けられずに重病化する例も相次いでいるわけでありまして、児玉郡内に1カ所でも無料低額診療を実施する医療機関が実現できるように医師会に働きかけることについて、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

また、現在でありましても、こうした制度があることをPRしていただきたいというふうに思っております。そのことについてもあわせてお伺いをいたします。

保護費削減が及ぼす影響について。

今年度、既に8月支給分から生活保護費の削減が行われました。受給者から食事の回数を減らしているなど、苦しい生活実態の相談もあります。全国では1万人以上の不服審査請求が上がっているわけであります。政府は2015年4月までの3年間で10%、約670億円の削減を決めており、受給世帯の9割以上が影響を受けると言われています。

生活保護費が引き下がることは、生活保護を基準とした国保の減免、高額医療費の限度額、介護保険の減免、保育料など、幅広く影響を受けるものと思います。町における生活保護費の今年度削減の影響と3年後10%全て削減された場合の影響について、具体的に伺いたいと思います。

子どもの貧困対策の強化について。2点について伺います。

1点は、就学援助制度の充実です。子育て中の世代の労働が派遣や非正規雇用など、収入が不安定な状態に置かれている実態を踏まえ、支給項目を広げ、教育に必要なものについては援助を行っていただきたいと思います。国が2010年度から新しく追加したPTA会費、生徒会活動費についても、早急に支給対象としていただきたいというふうに思うわけであります。

また、生活保護費の削減を就学援助支給に影響させないことについても伺いたいというふうに思っています。

町では、就学援助を申請する際に、以前から民生委員の助言を必要としていますが、05年の法改正で、既に民生委員に対し、助言を求めることができる規定の第2条第2項は削除されています。民生委員を通すことで申請を躊躇させることがないように改めるべきだと思いますので、町長の考えを伺います。

もう一点は、12月議会で、時間の関係で議論できなかったシングルマザーのみなし寡婦控除についてであります。総務大臣も自治体や各省が支援制度を設けたりして、適正な対応ができ

るよう期待すると国会で答弁しています。みなし適用を実施している八王子市の試算によりますと、年収約201万円で、2歳の子どもがいる非婚ひとり親と、婚歴がある親との比較では、保育料に年12万8,400円の差があるとのこと。昨年12月には遺産相続については民法が改正されました。この問題も改正されるべきというふうに思うわけでありまして、その間、控除がみなし適用されれば納税額が下がることになるわけでありまして、さまざまな負担軽減が図れるというふうに思います。

特に、子育てに大きく関わる場所の保育料については、早急にみなし適用を図っていただきたいと思っております。このことについて町長の見解をお伺いいたしまして、第1回の質問とさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） それでは、沓澤議員の御質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、まず1番の自然災害対策について。 の大雪による被害に対する補助についての御質問をいただいたところでございます。農業関係の補助でございますけれども、これまでの答弁を重複する部分もあると思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

昨日もちょっと申し上げましたけれども、国では壊れたビニールハウスなどの撤去や再建に必要な費用の50%を上限に、補助金を出すということに決まったところでございます。さらに、埼玉県では特別災害の指定を行いましたので、町の認定を受けた農業者の方には農薬や肥料の購入費の一部を県と町で2分の1ずつ補助することで、町でも準備を進めておるところでございます。

そのほか、農業再建に向けた壊れたビニールハウスなどの撤去費のほとんどを、国と県と町で補助する今準備を進めておるところでございます。また今日・明日ということで、農協が主催ではございますけれども、上里町のその被害に遭われた方に、説明会をやるということで決まっておるわけでございますので、今日は3時からということで、私もその席へ出席をさせていただきたいと、そのように思っておるところでございます。

また、町といたしましても、まずは廃ビニールの処分が必要とのことから、処分費用の個人負担分をゼロにするよう児玉郡市と埼玉ひびきの農業協同組合で決定をしておるところでございます。

繰り返しになりますが、農業は町の重要な基幹産業でありますので、今後農家の方が農業再建に前向きに取り組めるよう、支援をするために国や県の動向も踏まえながら児玉郡市

でもしっかりと早急に取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の異常気象による大雪を想定した安全対策についての御質問に関して、答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、異常気象は既に日常となり、それぞれ引き起こす各種災害を想定していかななくてはならないと考えます。今後も大雪のほか、台風の豪雨や竜巻、洪水、大地震、航空機事故など、いつ来るともわからない、これまで経験のない災害に対しても備えが必要だと考えております。

今回の大雪への対応といたしましては、評価すべき点、反省すべき点もあり、深く検証したいと思っておるところでございます。町も精いっぱい頑張りましたが、地域の方々が一生懸命動いていただきました。もちろん大型機械があれば幹線道路の除雪はスムーズですが、費用対効果を考えると、町で除雪機を持つことは難しいことございまして、広域的な雪害でしたので、近隣で重機が不足したことを考えますと、やや離れた市町村とも災害協定書を結び、いざというときにはお互いに助け合うということも重要だと、このように考えておるところでございます。

町内の建設業者や水道事業者の皆さんにも、町から除雪依頼もしております。しかし厚い雪のためオペレーターが出動できない、重機が現場にあってもそこまですぐに辿りつけないといった状況でした。各業者のエリア分けや雪が一定レベル以上積もったら自動的に除雪を始めるなど、町と業者間で事前に取り決めできるものもありますので、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

地域にある個人所有のトラクターや重機も、区長を通じて出動依頼しました。生活道路につきましても、町や委託業者だけでは手が回り切れない状況でしたので、快く機械を出していただき、圧雪や除雪に御協力いただいたこと、本当にありがたく感じておるところでございます。

今後大雪については、豪雪地帯の対応を参考にするなど、災害については経験のある地域から学び、各種災害への対応を検討していきたいと思っておるところでございます。

今回の大雪で空き家対策、耐震診断も、この積雪も考慮の中で考えていかななくてはならないなど、そんなふうにも思ったところでございます。

次に、 の災害時の情報提供のあり方についての御質問に関して、答弁をさせていただきます。

町では、防災行政無線を災害時の第1の情報提供手段としております。しかし、放送の内容がよく聞き取れなかったという御意見もいただいております。雪がスピーカーの中に積もった等の影響も考えますが、整備を行った26年前からすると建物等が増え、建物の密閉性も増したこともあるわけでございます。これまでより聞き取りにくくなったという状況もあろうかと思

います。

対処の方法とすれば広報塔の数を増やす、スピーカーの数を増やすことも考えられるわけ
でございます。調査を行い、対応を考えていきたいと思えます。

また、放送の内容を聞き逃した場合、電話で確認できるシステムというものもあります。現
在の装置にシステム専用の電話回線を付加するもので、今後検討していきたいと、このよう
にも考えておるところでございます。

次に、道路の除雪情報など、リアルタイムな情報を発信すべきだとの提案でございます。確
かに除雪がどこまで進み、どこまで行けるのか、住民の皆様が最も知りたい情報の1つだと思
っております。防災行政無線はこと細かに伝え切れませんが、フェイスブックで情報交換をし
たり、ホームページ等に対応できる部分もあるかもしれません。よりよい対応策を今後検討し
ていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番国民健康保険の広域化問題について。 の国保広域化の埼玉県の現状と町長の見
解について、 の安心の国保制度については関連がございますので、あわせて答弁をさせてい
ただきたいと思えます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核となる医療保険として、職域を対象とする健康保険
や各種共済組合の被保険者組合員やその被扶養者以外の人を対象としており、農業、自営業者
や無職の方、あるいは会社を退職した方などが加入しており、市町村国保は他の健康保険と比
べ年齢構成が高く、医療費水準も高い状況で、また所得水準も低いいため、市町村の一般会計か
らの繰入金により運営をしている状況でございます。

将来にわたり皆保険制度を堅持し、国民が安心して医療が受けられるよう社会保障制度改革
国民会議において、医療保険制度改革が議論され、昨年8月に報告書がまとまったところでご
ざいます。

その報告書の中で、「国民健康保険の財政運営の責任を都道府県に持たせることが不可欠で
あり、そのためには財政的な構造問題の解決を図り、都道府県へ移行することが前提条件で、
都道府県と市町村が適切な役割を分担するよう十分な協議が必要である」としております。

政府はこの報告書を踏まえて、都道府県の移行時期について平成29年度を目途とし、平成27
年の通常国会に、国民健康保険等の改正案を提出するとしておるところでございます。

埼玉県では県の市町村国保広域化支援方針に基づき、広域化に向けた具体的な課題を市町村
と県と協議するため、県内市町村及び国保連合会の代表14名による市町村国保広域化等推進協
議会を開催し、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大や保険税の標準化保険事業の共同
実施などについて、検討を始めたところでございます。

御質問のとおり、財政基盤の脆弱な国保保険者が広域化されても、国保財政の運営は厳しい

状況と変わりはございませんが、社会保障制度改革国民会議で提言している国保の財政的な構造問題の解決に必要な国費等の投入を前提に、今後少子高齢化が進展していく中で、皆保険制度を堅持していくためには、国保の広域化は必要であると考えておるところでございます。

続きまして、国民健康保険税の今後の改正についてですが、町の国民健康保険税の1人当たりの医療費は県下でも低い状況で、また保険税も県下の平均よりも低い状況に抑えられておりますが、毎年一般会計からの多額の赤字補填による運営をしている状況を、広域化を見据え、平成25年度に不足する額の3割ほどの額の税率改正をさせていただいたところでございます。

現在、国民健康保険の被保険者の方の健康の保持と増進のため、特定保健診査や予防検診補助等により疾病の早期予防対策に取り組んでいるところでございますが、高齢化の進展や医療の高度化により、医療費は増加傾向にあります。

国民健康保険の保険料は地域ごとの格差が大きく、低所得者の方の保険料の所得を占める割合は高い状況であります。町の1人当たりの国民健康保険税は県の平均以下となっており、一般会計からの多額の繰り入れは国民健康保険加入者その他の保険加入者との公平性を鑑み、また今後広域化や他市町村の動向を注視しつつ、保険税の見直しを検討していかなければならないと考えております。

なお、平成26年度は低所得者に対する保険料の軽減措置の拡充が図られる予定であり、改正に当たっては、低所得者の方の負担も考慮して改正となるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に3番の、巡回バスについて。の巡回バスの利用性を高めることについてでございますが、巡回バスにつきましては、交通弱者である人たちの交通手段の確保と公共施設等利用の利便性及び福祉の向上を図る目的で、平成15年1月1日より運行を開始、利用者及び地域等の御要望を取り入れまして、一部の停留所、コースの見直しを実施して運行を行ってまいりました。

運行当初は北、南西、南東の3コースをバス3台で運行していましたが、平成24年4月23日より七本木・上里東コースで1台、長幡西・長幡東コースで1台、神保原・賀美コースで1台で6コースに変更し、停留所の移設、新設、コースの見直しとともに、時刻表も改正をいたしましたところでございます。

これによりまして、平成23年度の巡回バス運行の日数は246日、延べ利用者数は9,601人でしたが、平成24年度は、運行日数は245日、延べ利用者数は1万1,835人と、乗車率が23%の増加となっております。また平成25年度は、平成26年1月末現在の延べ利用者数は1万65人で、利用者別に見ますと、高齢者が8,744名で、全体の86.8%を占めておるところでございます。

運行当初の3コースでは、1巡回に1時間を超えた時間を要しましたが、6コースに分割しましたことにより、1巡回が約40分程度に短縮され、バスの乗車時間が短くなっており、高齢

者等に配慮した運行を心がけているところでございます。

さらに、時刻表の改正によりまして、すべてのコースがかみさと荘を起点・終点とし、神保原駅、役場、埼玉ひびきの農協上里支店、全てのバスが停車することにより利用しやすくなり、さらに町内大型商業店舗においても停留所の新設、移設を行いまして、高齢者、免許証を返納された交通手段のない方たちに買い物支援として、重要な福祉施策の1つとなっていると思っております。

また、かみさと荘の利用者につきましては、老人クラブ向けに送迎する別途運行をしており、町内11地区の老人クラブを月1回送迎して、高齢者の利用に配慮をしております。

沓澤議員の御指摘のように、巡回バスの時刻表から見ますと、大型商業店舗等で買い物をしてから、次の巡回バスまでの時間が2時間程度あることとなりますが、現在の運行形態では待ち時間を短縮したりという対応が難しい状況になっておりますので、次の巡回バスまで有効に時間を使っていただくか、お急ぎであれば家族のお迎えや知人との乗り合わせ、タクシーの利用をしていただければと思っております。

さきにも述べさせていただきましたが、平成24年度の時刻表の改正によりまして、巡回バスのコースが周回型巡回から8の字型巡回になり、高齢者等の利用者の利便性は向上したと認識しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、デマンド型交通の導入を今日まで検討させていただいてきておりますけれども、ランニングコストの面で言えば、多くの人に利用してもらわなければ採算が合わないことになり、財政面でも今のコミュニティバスの約3倍以上の負担になる可能性もあり、費用対効果も含めると、効果も望めない状況も考えられます。

また、コミュニティバスを利用していた人たちも、利用しなくなってしまう事例も少なくないところがございます。

答弁にございましたとおり、平成26年度に町内全域で無作為にアンケート調査も含めた地域公共サービス計画の策定のための経費を計上したところでございますので、この中で十分検討してまいりたいと思っております。

次に、の交通手段を持たない町民の声をよく聞く体制をつくることについてでございますが、御承知のとおり、これまで地域公共交通のあり方について、巡回バス運行方式の変更、デマンド型交通の導入についての研究をしてきたところでございますが、こうした中、質問にあります交通手段を持たない町民の声を聴取するための方法について、対象者の特定などを考慮してきたところでございます。

方法について考えられるものでございますが、まず巡回バス利用者につきましては、交通手

段を持たない交通弱者であろうと判断できますので、バス利用時のアンケート、先ほどもちょっと触れましたが、アンケートを行うことで、声を聞くことができるのではないかと考えております。

また、バスの利用者内訳を見ますと、利用者の大半が高齢者であることから、交通手段を持たない町民と高齢者の方が多いと思われれます。高齢者につきましては、老人クラブが平成25年4月現在で1,833人の会員がいますので、クラブの皆さんにアンケートを行うことで声を聞くことができるのではないかと思います。そのほかにも公民館の高齢者学級などの機会を利用して、アンケート等で声を聞くようにしたいと思っております。

さて、交通手段を持たない町民の生のアンケート、先ほども申したとおりでございます。

これらのことを勘案して、庁内のプロジェクトチームで検討して、上里町で最も適した地域交通網の構築を実現してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、貧困対策について。 の無料低額診療事業についての御質問でございます。

無料低額診療事業とは、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業でございます。

事業の要件として、生活保護法により保護を受けている者及び無料または診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ数が、取り扱い患者の総延べ数の10%以上であること等10項目の要件があるわけでございます。

診療費の減免方法につきましては、実施診療施設が「無料化診療券」「低額診療券」を発行し、診療費の減免額は、各診療施設が関係機関と協議の上、決定することになっております。

なお、減免分につきましては、診療施設が負担することになっております。税法上のメリットとしては、固定資産税等が非課税となっておるわけでございます。

県内では、先ほど沓澤議員もおっしゃってございましたけれども、県の所管施設で15施設、さいたま市所管で2施設の合計17の施設でございます。大半が県南部にあります。近くでは熊谷市に2施設がございます。

この無料低額診療事業は、低所得者に対する必要な医療を確保する役割を果たしていると考えております。児玉郡市内の医療機関に対して、無料低額診療事業の実施について、要請してはどうかとの質問でございますが、この事業は医療機関において主体的に実施してもらう事業でございますので、難しい面もありますが、児玉郡市内の市・町で協議していきたくて考えております。

次に、この制度のPRを広く住民に対して行ってはどうかということの御質問でございますが、制度につきましてはPRにつきましては、ホームページやパンフレット等で進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の生活保護費削減が及ぼす影響についてでございます。

生活保護は、資産や能力等に全てを活用して、なお生活が困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度でございます。

平成26年2月25日現在、全国受給者数は216万人、上里町受給状況は218世帯、348人となっております。世帯構成といたしましては、単身世帯148世帯、148人でございます。2人世帯以上の世帯が70世帯、200人、世帯累計は高齢者世帯が84世帯、傷病者世帯が53世帯、障害者世帯が23世帯、母子世帯が20世帯、その他世帯が34世帯でございます。また、1カ月の支給額は生活扶助だけで、平均月1,650万円となっております。受給世帯、支給額とも年々増加傾向にあるわけでございます。

生活保護費決定には、世帯ごとの基準額が定めてある最低生活費認定調書を使用し、対象者の状況に応じて保護費が決定されております。この最低生活費基準が平成25年度から27年度にかけて段階的に引き下げられております。引き下げられた理由としては、物価動向の勘案、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整などと国が示しておるところでございます。

また、最低生活費が引き下げられることで、生活保護世帯以外の方にも影響を受ける場合が考えられます。

質問では、引き下げによるさまざまな制度に影響が出ることで、今まで受けられていた制度が受けられなくなってしまう方への対策とのことでございますが、実際、上里町で最低生活費が引き下げられることにより一般家庭が影響を受ける制度としては、1、就学援助、2として上里町奨学資金制度、3として保育料、4として下水道排水整備工事補助金制度などが挙げられます。これらの制度につきましては、決定における過程で生活保護の最低生活費基準を参考にしており、最低生活費が下がることで、今まで受けられていた方が受けられなくなってしまう場合がございます。

県は生活保護費の引き下げによる地方単独事業制度への影響については、各自治体においてその趣旨を理解した上で判断していただきたいと示しております。上里町としても、その趣旨を踏まえ、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、引き下げられたことで影響のある制度について4つの制度がありましたが、それぞれのように影響を受けるものがあるわけでございますけれども、まず就学援助につきましては、教育長のほうから答弁をしたいと思います。

次に、上里町奨学資金制度についても、教育長のほうから答弁をしていただきたいと思えます。

続きまして、保育料でございますが、子どもの両親の収入が最低生活費以下であった場合は、

その同居者の収入が算出され、最低生活費以上だった場合には子どもの両親の収入が算出され、保育料が決定されます。最低生活費が引き下げられた場合には、今までの保育料が減額になる場合が出てくるわけでございます。

次に、上里町下水道排水整備工事費の補助金でございますが、下水道接続工事費、世帯で高齢者のみの世帯、ひとり親家庭世帯、身体障害者手帳の２級以上の者が同居している世帯、療育手帳A以上の者が同居している世帯、精神障害者保健福祉手帳の２級以上の者が同居している世帯に対する補助金上乘せの補助の算定方法に影響が出てくる可能性があるわけでございます。

最後に、３番の子どもの貧困対策の強化についての御質問をいただいたところでございます。シングルマザーの寡婦控除については、以前にも説明いたしましたが、未婚のシングルマザーの場合、所得税法の規定で寡婦に当たらないことになり、みなし寡婦控除を導入し、未婚のシングルマザーに保育料等の負担の軽減をとという内容でございますが、町の料金等の負担制度には、所得税を基準として算定する保育園保育料等がありますが、所得税法において未婚の母の寡婦控除は認められておらない制度となっており、国の税制改正が根本的な格差をなくすべきだと考えておるところでございます。

保育料にみなし寡婦控除を導入するには、制度の根拠規定等の改正が必須であり、現段階で一元的にみなし寡婦控除を導入することは適当でなく、県内の自治体の状況も踏まえて、総合的に検討を進めていかななくてはならないと思っております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 沓澤議員の私に対する質問、子どもの貧困対策の強化について御答弁させていただきたいと存じます。

子どもの貧困対策の強化についてでございますけれども、上里町では子どもの貧困対策の一環といたしまして、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、教育の機会均等を図るため、小・中学校の就学に必要な費用の一部を援助する要保護及び準要保護児童・生徒就学援助制度を行っております。

このたびの平成25年８月１日に平成20年以降の物価の動向を反映し、生活扶助基準の見直しにより、生活保護費が引き上げられたことで、一部の就学援助受給者に影響が生じる可能性が見込まれたところでございます。しかしながら、平成25年度は見直しによる影響を受けないよう措置を図る旨、厚生労働省より対応方針が通知されているため、現在上里町での就学援助に

影響は生じてございません。

また、生活扶助費の基準の見直しは3年かけて段階的に実施されるとされているため、平成26年度以降に生じる各種影響についても、国の動向を踏まえ、義務教育の円滑な実施を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、就学援助についての影響でございますけれども、準要保護認定にはその世帯の基準収入額から最低生活基準表から算出した世帯の基準需要額を割った数値が1.3未満の世帯に認定されることになっております。最低生活費が引き下げられることにより、認定されていた世帯でも認定されない場合が出てくるものというふうに考えているところでございます。

また、奨学資金制度についてでございますけれども、同じように世帯の基準収入額から最低生活費基準表から算出した世帯の基準需要額を割った数値が1.8未満の世帯は、奨学資金を受けられることになっておりますので、同じように最低生活費が引き上げられることで、支給を受けられた世帯も受けられなくなる場合が出るものと考えておるところでございます。

また、補助対象費目にPTA会費、部活動費、視力矯正用眼鏡購入費を追加することについてでございますが、要保護者においては、既に生活保護費で対象になっているところでございます。準要保護者については、埼玉県内の多くの市町村でも対象外となっております。これらは学校や所属等により必要経費が異なるため、基準額の算定が困難であることや児童手当等の他の制度からの支援もあることから、対象費目に追加することは適当でない、現在考えているところでございます。

次に、就学援助審査時における民生委員の所見についてでございますけれども、上里町では就学援助費受給申請書の内容だけでは不明な経済状況等の生活実態を把握することを目的として、地域の住民に密接な立場にあり、守秘義務が課されている民生委員の協力をお願いしているところでございます。そのため、現在は保護者からの申請に基づき、生活が困難であることを学校長と民生委員の所見により早期に確認し、申請時に認定要件となる生活保護の受給、児童扶養手当支給、非課税の決定等を証する書面等の添付を求めていることなく、就学援助を必要とする方へ適切かつ迅速に支給を開始しておるところでございます。

なお、法改正により民生委員の所見は必要ないのではないかという御意見がございましたけれども、就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律等が一部改正され、平成17年4月1日より施行されておりますが、本改正は準要保護援助費に係る事務処理要領に福祉事務所長及び民生委員との協力について記載されております。したがって、市町村が必要に応じ、求める民生委員の助言を廃止したものではないため、申請書だけでは把握できない生活実態を確認する上で、町の就学援助を実施要綱に民生委員所見の所定を定めているものでございます。

このような状況でございますけれども、しかしながら地区民生委員に個人のプライバシーを公表したくない等の理由により、申請をためらう保護者がいた場合にも、学校教育法では、市町村は就学困難と認められる児童・生徒の保護者に必要な援助を与えなければならないとしていることから、子どもたちが教育の機会を損なうことが絶対あってはならないと考えております。就学援助支給事務の簡素化を進めるとともに、民生委員の役割について検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、自然災害の部分でありますけれども、今回国も県も迅速に動いて、それだけの大災害だったということだなというふうに思っているわけでありまして、ハウスの撤去だけでなく、再建・修繕についても10分の5ということで、その残りの2分の1、10分の5を市町村が補助することによって、県はそのうちの2分の1を補助しますと、その決定権は市町村に委ねるというふうに県は言っております。これは日本共産党の対策本部のほうで、県のほうに確認を取っております。そういうことでありまして、再建・修理についても、7割が特別交付税措置をするということでありまして、是非この辺を、まだ県と相談してという町長、昨日の答弁でありましたけれども、市町村が決定したことに対して、県は2分の1を出しますと言っておりますので、町長の決意をお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 昨日、児玉郡市である程度方向が出てきたわけでございますけれども、国が2分の1、そして県がそのうちの4分の1、町は4分の1、そういうことですので、9割方の補助になるんでないかなと、そんなふうに思っているわけでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 大変ありがたいことだと思います。若い方たちも5割なら何とかという声もありましたけれども、5割ではとてもできないという声も多く聞いておりました。是非そのようにお願いしたいというふうに思います。

また、今回解体・撤去につきまして100%の補助の体制が敷かれたわけでありまして、自力による撤去については、業者さんをお願いした場合に比べて、平米当たり290円と110円の差があるわけでありまして。しかしながら、今これだけ、上里でも500棟という施設の倒壊があ

るわけでありまして、業者が足りないという現状があります。そこで、個人ではだめであっても、農協を通してだとか、組合で協同してだとか、そうした撤去についても、業者と同様の、平米当たり290円の補助が適用できるのかどうか、そのことについて、まだ現状できないのであれば、是非要請して、そこが実現できるようにしない限りは撤去が進まないと思うんですね。そのことについて、町長の考えを伺います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） その撤去費につきましては、それぞれパイプハウスだとか、鉄骨ハウスだとか、ガラス温室だとか、そういう各種建物があるわけでございますので、恐らく大体撤去費については、パイプハウスなんかの場合は、自分で片付けられるそういう部分もあると思います。鉄骨ハウスなどは、やっぱり業者に委託しないとできないもの、そういうものもあると思われまじけれども、まだ詳細にわたっては、決定はしておらないわけでございますけれども、自分がやっても業者に頼んでも同じ額でできるんであろうと、そんなふうに思っています。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今町長は、多分同じ額でできるんであろうということでありまじけれども、その辺の部分で、どうなんだろうという不安があるわけですね。それでかなり高齢の方が多いので、解体するのを考えると、それだけでも大変だっという声もあります。ですので、農協を使ったりとか、いろいろなところを使って、自分ももちろん一緒にやりながら、解体することについても同額の補助ができるよう、まだ曖昧ですのでできるように、是非御努力をお願いしたいというふうに思います。再度お願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今の段階では、正式に決まっておるわけではございませんけれども、できる限り、そういう人たちの支援という意味では、そういう人たちの形の中で、撤去ができるように努力をしていきたいと、そんなふうにも思っているところでございます。

国のほうでは、撤去した後、露地栽培がやれるからそれでもよろしいでしょうと、そんなお話も出ておるわけでございますけれども、まだ詳細にわたっては、県も町もその辺のところは決定までには至っていないわけでございますけれども、そういう形の中で支援ができればいいなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

私も農業青年会議所の皆さんが、我々のところへ要望書を持ってまいりました。私も現地を相当見させていただきまじけれども、そういう若い人たちが再建できるように、また二重口

ーンを抱えても、それが安くできるようにということで、私も県や国のほうへも要望に行ったときには、その辺のところをぜひ5割にさせていただきたいと、そういうお話もさせてきていただいたところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 次に、カーポートであるとか、住宅の災害もかなりありました。やっぱり日常的に住む、そうしたところを優先に見舞金ということも示されたわけでありましてけれども、この修理に当たっては上里町の制度があります、毎年200万の予算をつけていますリフォーム助成制度が適用できないのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） カーポートの件につきましては、昨日答弁したとおりでございますけれども、住宅の一部破損につきましては、リフォーム制度も適用内だということであるわけでございますから、そういった意味で、それを利用していただければと、そういうふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 3年前だと思えますけれども、美里町では台風のときに屋根の瓦が大変落ちて、そのときにこの住宅リフォーム制度が大変活躍をして、そのとき美里町さんは補助の額をちょっと引き上げたんですね。だから児玉郡市の中でも補助額が高くなっております。

町については、引き上げの検討はされないのかどうか。是非してほしいというのが1点でありますし、多くの住民の被災を受けた方も、そういう制度が使えるということを認識していない場合もあると思いますので、そうした方々にこういう制度が使えるんですよということをPRしていただきたいと思えますけれども、答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町でも、見舞制度、昨日もお話申し上げましたけれども、そういう制度も御活用いただければというふうに思えますけれども、リフォームの引き上げ、近隣の市町村も参考にしながら考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今の段階では引き上げということも非常に難しいのかなと、そんなふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） リフォーム助成制度についての、引き上げについては、今後の検討ということをお願いしたいと思っておりますけれども、こういう制度があることのPRは重ねてお願いしたいというふうに思います。

次に、異常気象による部分でありますけれども、遠隔地との協力体制というのはとてもいいことだと思っておりますけれども、まずは、初動としては地域の力を活用していくというところで、今後町長も良かった点、悪かった点、いろいろ幅広く検討していくということですので、是非お願いしたいというふうに思います。

主要道路というんでしょうか、町民が通勤に使う駅前通りが本当に大変な状態だったんですね。駅前通りでは高齢の方々が多くて、なかなか除雪も進まなくて、通行の方々に怒られたという声も聞いております。それで、やはりそういう、雪をよけても持っていく場所がない、そういうことの配慮であるとか、すれ違うのに1本しかないの、何メートルおきには待避場を確保するとか、業者に依頼するに当たっても、事細かな検討を、今後重ねていただきたいというふうに思います。これは要望であります。是非幅広く検討するというのでありますので、心にとめて置いていただきたいというふうに思うわけでありまして。

情報の提供のあり方でありまして、たぶん広報塔をもうちょっと高くすること、かなり効果があるんじゃないかなと思ったりしています。基数的にも見直していくということですので、是非そうしたこともお願いしたいと思っております。

事細かな報道はなかなか難しく、いろいろなものを使ってということは納得できるわけでありまして、やはり町は今こういうことをやろうとしている、この検討に入っていますということを知り、ああ町は考えてくれているという、そういう安心が伝わるわけでありまして、苦情の電話の多くは自分の前の雪かきをという内容だったということですので、やはりそういうことが伝われば、ああそうかって、順次やってくれるんだという、そういうことになると思っておりますので、そうしたPRの仕方についても検討いただきたいというふうに思うわけですので、答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 今回の大雪につきましては、我々も反省しなくてはならないこと、たくさんあったわけでございます。昨日来、この質問もあるわけでございますけれども、さまざまな災害の形の中で、今後検討していかななくてはならない、そういうふうに思っておるところでございますけれども、広報等で細々と今の状況こういうことですよ、この道路までは何とか開通できましたから大丈夫ですよとか、そういうお話もあるわけでございまして、我々とい

しましても、県道の部分は県にもお願いしてきたところでございますけれども、そのほかの主要道路につきましては、ひとつ大型のグレーダーがございましたので、早い対応ができたのではないかなと、そんなふうにも自負しておるところでございますけれども、それらの情報源、先ほど来お話を申し上げましたけれども、ホームページやフェイスブックだとか、そういった部分でも広報していくと同時に、電話等でも連絡網をつくって、電話等で情報を提供するというのも、1つの手ではないかなというふうに思っておるところでございます。

先ほど沓澤議員からおっしゃられました広報塔を高くするとか、もう少し広報塔の数を増やすとか、そういうことも今回の災害について、いろいろ反省すべき点であるというふうにも認識しておるわけでございますので、それら全体を踏まえて今後検討してまいりたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 国保の広域化について伺いたいと思います。

2013年の県内の滞納世帯は26万2,200世帯でありました。これは21.6%であります。短期保険者証の発行は3万9,718世帯、3.3%であります。こうした大変な、上里町だけでなく、本当に大変な自治体が今後広域化していく方向を国も進め、県も決定しているわけですが、先ほど町長は、国費の導入を前提にというふうに言われました。これ無しには不可能だというふうに思うのです。町は確かに県内では平均より保険料が低い状況にありますけれども、上里町の1人当たりの所得は県内でも最低のほうにあるわけです。だからそうした、所得に応じて見たときに、県内の平均より低いから大変じゃないということではなくて、上里町の被保険者に対してはととても高く、重大な保険料でありますので、この辺の広域化に向けて無理な負担をお願いするということがないよう、努力していただきたいなというふうに思うわけですが、答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げたわけでございますけれども、上里町の国保の負担率というのは県内でもそれほど高いほうではないと、そういうふうに自負しておるところでございますけれども、これから少子高齢化時代を迎えまして、高齢化率も非常に高くなってきております。りそな総研が統計をとっておりました24年度の高齢化率は19.8%ということで、上里町も一番低いほうではございましたけれども、今年の統計を見ますと、高齢化率も21.5%ぐらい、そこまで上がっておるわけございまして、これを、いろいろ勘案をした中で、これから財政負担というものが一般会計から負担をしていかなければならない、そういった部

分が非常に多くなるというふうに思っておるところでございます。

広域化に基づいて、国の援助もそこへひとつ入れていただいて、そして統一した考え方の中で、今後の埼玉県国保の運営がスムーズにできるように、我々といたしましては、広域化については賛成をしておるところでございます。今後そういった部分でも上里町にできること、そして広域化に進んでどういうメリットがあるか、そういうものもよく精査しながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 消防の広域化についても、この第5ブロックは行わないということになりました。国費の導入が前提というふうにおっしゃっていましたが、検討の中で大変払い切れないような大幅な保険料の値上げが決定するような事態になった場合に、町長はどのように対応されるお考えなんでしょうか。

その前に、まずは広域化に向けて段階的に上げていくということに対して、今現状被保険者の生活実態と合っているのかどうか、その考えについてお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 広域化になれば、当然少しずつは上がっていくであろうと、そういうふうにも思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今後も皆保険を維持していくためには、やはり県全体でやっていくよりほかないんではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 明確な答弁がいただけないわけなんです、時間がないので巡回バスのほうに移らせていただきます。

巡回バスについては、今後高齢者の方々のアンケート、また無作為のアンケートを実施していただけるということで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

巡回バスを現在利用していただいている方には、本当に助かるという声もたくさんいただいております。私も提案した側としては、大変うれしく思うのですが、一方で不便だから使わないという方からはことごとく、「あれは無駄だよ」と言われて、非常に心苦しく、「使っている方には喜ばれていただいているんですよ」と言いながら、もっとより良い方法はないかと常々考えておりました。

しかし、デマンドバスではちょっと町の財政力的には無理、そう思ったときに、もう無線シ

ステムがついているタクシーを使うというこの案は、なかなかいけるんじゃないかなというふうに思っています。それで、例えば巡回バス3台のところを1台に減らして、この6コースをうまく時間をずらしながら、かみさと荘を残し、なおかつタクシーを組み合わせる、こういう方法なども取り入れられないのかどうか、経費的な面もあると思いますけれども、さまざまな検討を重ね、多くの方が利用できる制度にしていきたいと思いますと思っているわけなんですけれども、町長の考えを再度お尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、当初は、上里町もデマンドタクシーがいいということで、本当に長い間にわたって研究をしてきたところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、経費が非常に嵩んでしまうと、そういう回答になったわけでございます。

タクシーのこともいろいろ研究をしてきておるところでございますけれども、今の制度が充実すれば一番いいんじゃないかなと、もう少し利用者も増えてきて、今の制度でやられれば一番いいかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、来年度、26年度はいずれにしても再検討をしようということでございますから、タクシー券を皆さんに差し上げてタクシー制度にするか、今の制度をもう少し充実した考え方でやっていくか、それらを来年度に向けて検討していきたいと、そのように考えております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 私もさまざまな意見を聞いていますので、巡回バスで本当にありがたいという声も実際はあります。ですから、今町長がおっしゃったようにバスを増やすとか、そして4便を6便にするとか、そういうことも一案ではあるなというふうにも思ったりします。ぜひ検討を重ねていただきたいと思います。

次に、貧困対策でありますけれども、無料低額診療事業については、こちらでやりますとは言えない問題でありまして、医療機関がじゃ、やってもいいですよとっていただかなければ、実施できないわけでありまして、是非お声がけをしていただくことをお願いしたいと思います。これは要望であります。

の保護費削減が及ぼす影響でありますけれども、さまざまな形で影響するというふうに認識しています。しかしながら国もこれを導入、削減導入のときに、ほかに影響を及ぼさないようにしてもよいということでは言っていましたし、県もそのような指導も一部あるようであります。就学援助については、生活保護費の1.3ということ、例えば1.5に上げるだとか、就学援

助制度についても、文教の決算では制度は所得制限を加えないほうがいいんじゃないかというのが委員の圧倒的多数の声でありました。ですから、そうした部分での、変わってもそれを反映しない努力を、町ができるんじゃないかと思いますので、再度町長にお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 先ほど申し上げましたように、国等の動向等をもう少し勘案しながら、検討は進めてみたいなというふうには思っておりますけれども、何せ財政的なものもございいますので、その辺も考慮に入れながら検討してまいりたいと思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 生活保護世帯の方々からは本当に苦しい実態、だから最低限度の生活の幅がもう狭められていて、「1食100円が出せなくて」という声も聞いています。この方は、私が聞いた方は体の具合の悪い方ですけれども、給料前になると、お給料もいただいて、その分生活保護費から引かれているわけでありましてけれども、友達の家でお世話になったりすることもあるんですよとっております。そういうところに合わせていくということで、子ども達の健やかな成長が保障できないんじゃないかなって思いますので、是非町で、自治体で判断してもよいというふうには、先ほど町長も答弁されておりますので、国の動向もありましようが、子ども達を守る立場での対応をお願いしたいというふうには思います。

それと、民生委員については、さまざまなことを申されましたけれども、最終的には検討していただけるということで、大変ありがたく思っております。

町のほうはきちっとその方たちの、世帯の所得を把握しているわけでありまして、あえて地元の民生委員に知られるんじゃない嫌だなんていう声も本当にあるんです。そういうことはできるだけ避けていただきたいなというふうには思っておりますので、答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 答弁の中でも申し上げましたように、民生委員さんの所見をいただいていくということの理由といたしまして、いろいろな書類を揃えなくても、申請があった時点で、早期に対応できるというのが1つ利点としてございます。ですから、その辺のところも御理解いただかなくちゃならないかなと思うのですけれども、先ほど言いましたように、民生委員の所見がなくても、いわゆる全部書類が揃った時点で認定をするという方法もこれから考えなくちゃいけないかなというふうには思っているところでございます。

いずれにしろ、民生委員さん方にも知っていただいて、また地域を見ていただくということからも、所見ではなくて、いろいろな形の方法も考えられるかなというふうには思っているところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員に申し上げます。

既に通告の時間を超過しております。特に発言を許可いたします。発言は簡潔に願います。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。また時間が無くなっちゃって、本当に残念なんですけれども、寡婦制度のみなし適用でありますけれども、本当にこれは大臣の国会での答弁もありましたように、急激に各自治体に広がってきています。法改正が後手後手になっていきますけれども、やっぱり自治体の判断によってできることありますので、せめて子育てに関わる保育料のところにおきまして、何としても年12万8,400円というのでは、1カ月の生活費にもなるわけありますので、ここだけでものみなし適用ができるよう、町長の決断をお願いしたいと思います。

これで最後の質問とさせていただきます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 保育料のみなし寡婦控除を導入するには、やはり制度の根拠規定、先ほども申し上げましたけれども、その改正が必須であるわけでございます。現段階では、一元的にのみなし寡婦控除を導入することは適当でないというふうに判断をさせていただいておるところでございますけれども、県内の自治体の状況等も踏まえながら検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時45分散会